

JAF登録車両「JY-155」のラリー車両規定およびスピード車両規定における ロールケージおよびロールバー装着に伴う車両部品の取り外しについて

[公示No.2016-018]

標記について、以下の通りとして取り扱うこととなりましたので、お知らせします。

当該自動車製造者からの下記申告により、シートバックバーを取り外して国内競技車両規則第2編ラリー車両規定（ラリーRJ/RPN/RF/F車両規定）および第3編スピード車両規定（スピードP/PN/N/SA/SAX/B/AE車両規

定）に定めるロールケージおよびロールバーのバックステータを装着することは、最小限の改造として認められる。

記

当初から装着されているアルミ製の逆U字形状の「シートバックバー」は車体強度性能には影響しない。

以上